

# 横浜市立中川西中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日制定

平成 27 年 7 月 17 日改訂

平成 30 年 2 月 28 日改訂

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校では、子どもの豊かなかかわりを通して、互いに認め合う心を育て、温かい人間関係の中で全ての子どもが自己実現を目指すことのできるよう教育活動を推進するとともに、全ての子どもが安心して生活できる居場所としての学校を目指す。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

本校は、いじめの未然防止、早期発見・事案対処を組織的かつ実効的に行うため、「学校いじめ防止対策委員会」（以下、委員会と呼ぶ）を設置する。

### (1) 「学校いじめ防止対策委員会」の構成員

委員会は、校長、副校長、生徒指導専任教諭、教務主任、学年主任によって構成する。必要に応じて、学級担任、養護教諭等の教職員や心理、福祉等の専門家の参加を求める。

### (2) 「学校いじめ防止対策委員会」の運営

- 委員会は、月1回以上、定期的を開催する。
- いじめ、または、いじめの疑いがある事案が発生した場合には、直ちに臨時の委員会を開催する。

### (3) 「学校いじめ防止対策委員会」の活動内容

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行うとともに、いじめの相談・通報の窓口を担う。
- いじめの疑いがある事案を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係する子どもに対する調査により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめを受けた子どもに対する支援、いじめを行った子どもに対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して、適切に機能しているかについての点検と見直しを行うとともに、基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### (1) いじめの未然防止

- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」におけるY-Pアセスメントシートを活用して学級や個人の社会的スキルの育成状況を把握し、子どもが心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学級や授業を行う。
- 「横浜子ども会議」での取組を受け、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会の実現に向けた啓発活動を、生徒会を中心に行う。
- 道徳教育において、他者や自らの心情を理解し、課題解決に向けた自主的な考えを持つ力を育む。
- SNS等の新たなコミュニケーションツールの正しい利用方法やリスクを知り、無用なトラブルに巻き込まれないよう「安心安全なネット利用講演会」等を保護者、子どもに行う。
- 学校・家庭・地域連携事業の一環として、学校・家庭・地域が一体となり、子どもが安心して生活できる街づくりを目指す「まちの絆を深める運動」を行う。

#### (2) いじめの早期発見

- いじめの定義理解を含む、生徒指導および特別支援教育に対する理解を深めるために教職員への研修を行う。
- 子どもの生活の様子や人間関係の変化、トラブル等を全ての教職員が情報共有することのできる環境を構築し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりを行う。
- いじめ解決一斉キャンペーンを含むアンケートや子どもと教職員が個別で行う教育相談を定期的実施するとともに、学校カウンセラーの案内を保護者・子どもに周知する等、安心して相談することのできる体制づくりを行う。
- 保護者・子どもおよび教職員で行う個人面談を定期的実施し、家庭と学校が相談、協力することのできる関係づくりを行う。
- 小学校の児童支援専任教諭と中学校の生徒指導専任教諭および地域・関係機関が定期的情報共有を行い、子どもの見守り体制を充実させるとともに、義務教育9年間を通じて継続的に支援できる体制づくりを行う。

(3) いじめに対する措置

- 教職員は、ささいな兆候や懸念、子どもや保護者からの訴えを抱え込まず、直ちに委員会に報告を行う。委員会では、情報収集・共有を行い、学校全体の方針として組織的な対処を行う。
- いじめを受けた子ども・保護者への支援、および、いじめを行った子ども・保護者への指導・支援を行う。
- 保護者に解決のための協力をお願いすることはもちろんのこと、警察署等関係機関との連携も行う。

(4) いじめの解消

いじめの解決においては、措置が十分に行われ再発等の防止を図り、子どもが安心して生活ができると判断できるよう、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が少なくとも3か月の期間を目安に止んでいること。
- いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことを、子ども及びその保護者に対し面談等で堪忍できていること。

(5) 教職員等への研修

- 子どもの心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえるために生徒理解および特別支援教育理解研修を行う。
- 学校全体の研修は年度当初に行い、教職員全員が共通理解を図るための研修とする。
- いじめやその疑いのある事案が発生した場合には、委員会の対応等を学年・学校全体で共有し、再発防止に向けた実践的な研修とする。

(6) 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会やPTA役員会、学校・家庭・地域連携事業、小中連携担当者会等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、学校・家庭・地域が連携・協働して問題解決を行う仕組みづくりを推進する。

## (7) 年間計画

月	活 動 内 容	
4月	生徒指導理解研修 特別支援教育理解研修 地域訪問 教育相談	学級懇談会 ネット講習会
5月	小中連携担当者会 Y-Pアセスメント 生活アンケート	P T A 総会
6月	生徒総会 小中連携授業研究会	学校・家庭・地域連携事業
7月	生活アンケート 横浜子ども会議	個別面談 地域パトロール
8月	教育相談 横浜子ども会議	地域パトロール
9月	生活アンケート	
10月	3年生面談週間	P T A 祭
11月	生活アンケート	学級懇談会
12月	人権週間 いじめ防止月間 いじめ解決一斉キャンペーン	個別面談
1月	小中連携担当者会	
2月	生活アンケート Y-Pアセスメント	
3月	年間の振り返り及び新年度引き継ぎ	
通年	学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時） 特別支援教育推進委員会（週1回） 職員会議（年8回） 生徒指導部会（年8回）	学校運営協議会（年6回）

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより該当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

### (2) 発生の報告

重大事態が発生もしくは疑いがある場合には、直ちに教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、3月に一年間を通しての点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、学校いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。